



## 令和7年度函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導 資料

### 施設等整備費補助金について

函館市では、障害者施設等の整備に対し、国の補助金を活用した補助を行っています。この補助については、施設等設置者から提出された事業計画を基に審査会に諮り、国と補助協議の結果、採択されたものが対象となります。

補助整備を検討される場合については、早い段階で当課へ相談願います。

#### 1 函館市社会福祉施設等整備費補助金について

国の間接補助により施設または設備の整備に対し補助を行います。

函館市障がい福祉計画等に基づく事業で、市が選定した法人により実施されるもの、または、施設の老朽化等により施設整備が必要と認められる事業が対象となります。

主な概要については、以下のとおりです。(※補助対象となる施設種別や補助金額等については変更する場合があります。)

##### (1) 対象施設種別

###### 【障害者総合支援法に基づく施設】

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 など

※ このほかにも国の補助対象施設があります。(資料「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱〔国要綱〕」の第2の4参照)

###### 【児童福祉法に基づく施設】

児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所など

※ このほかにも国の補助対象施設があります。(資料「次世代育成支援対策施設整備交付金要綱〔国要綱〕」の第4の(2)参照)

##### (2) 対象整備区分

創 設：新たに施設を整備すること。

増 築：既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改 築：既存施設の改築整備(一部改築および耐震化等整備を含む。)をすること。

大規模修繕等：既存施設等の地震防災対策上必要な補強改修工事、緊急災害時用の自家発電・給水設備の整備、安全点検の結果問題があるブロック塀等の改修など。

設備整備等：既存施設のスプリンクラー設備等の整備など。

※ 整備区分は、施設種別により異なります。

### (3) 補助対象経費

施設整備等に必要な工事請負費、工事事務費、需用費、備品購入費など。

### (4) 補助額等

補助対象経費等の額に 3/4 を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額。

※ 補助額は、施設等の種類、整備区分や工事の内容により異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。

### (5) 事務スケジュールの例（④以降については本例と異なる場合があります。）

- ① 整備前年度 7～8月…法人から市へ整備相談等
- ② 整備前年度 9～10月…法人から市へ事前審査申請の提出
- ③ 整備前年度 12～3月…審査会での審査、新年度の補助協議計画書を国へ提出
- ④ 7月中旬(③の概ね 4か月後)…国から市へ補助内示
- ⑤ 9月中旬(④の国補助内示後に補正予算を計上)…市から法人へ補助内示
- ⑥ 9月下旬(⑤の市補助内示後)…補助金交付申請～補助金交付決定

工事等の入札～工事着工～工事完了～完了検査

補助金実績報告～補助金の額の確定～補助金交付

### (6) 資料

- a 函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱 [市要綱]
- b 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 [国要綱]
- c 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて [国通知]
- d 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて  
[国通知]
- e 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 [国要綱]
- f 次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて  
[国通知]
- g 次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて  
[国通知]

※障害者総合支援法に基づく施設については b c d を、児童福祉法に基づく施設については、e f g をご確認ください。

## 2 財産処分について

### 財産処分は事前申請を行い承認を得ることが必要です！

財産処分とは、補助金の交付を受け整備された施設や設備を、その交付の目的に反して処分することを指し、以下の6種類に分類されます。

転用	対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用  (例) 生活介護事業所を廃止し、就労移行支援事業所として活用する場合
譲渡	対象財産の所有者の変更  (例) 共同生活援助事業所を法人Aから法人Bへ譲渡する場合（有償譲渡・無償譲渡に関わらず申請が必要）
交換	対象財産と他人の所有する財産との交換  なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たります。
貸付	対象財産の所有者変更を伴わない使用者の変更  (例) 放課後等デイサービスを運営する法人Cが法人Dに貸与する場合（有償貸付・無償貸付に関わらず申請が必要）
取壊し	対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

※このほか、対象財産を担保に供する場合も財産処分が必要になる場合があります。

- 補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間（各省庁省告示による処分制限期間）内に、承認を受けないで財産処分することはできません。
- 財産処分の申請から承認までには、国との手続きを含め数ヶ月を要します。財産処分の際はあらかじめ余裕を持ってご相談ください。
- 処分制限期間内での財産処分には、補助金の返還を求められる場合がありますのでご留意願います。また、事前の承認を受けずに財産処分を行った際は、補助金の交付を取り消す場合もありますので、ご注意ください。
- 財産処分の申請を行う際には、当該補助事業の交付決定通知書や額の確定通知書等の書類が必要となりますので、補助事業に関する書類の保管にご協力願います。